

いなべ市在宅寝たきり高齢者等おむつ給付事業要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の高齢者等に対し、介護用品を支給することにより介護者の負担軽減を図り、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 この事業における給付対象者は、いなべ市に住所を有し、介護保険法第19条に基づく要介護認定のうち、「要介護3」以上の認定を受けたおおむね65歳以上の者で在宅にて常におむつを必要とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 寝たきり状態の者
- (2) 認知症により、排泄行為が困難な者
- (3) 尿便意の感覚が著しく低下した者

2 前項に規定する「いなべ市に住所を有し」とは、いなべ市に住民登録があり、かつ居住していることを示す。

(物品の給付)

第3条 会長が前条に規定する給付対象者に対して給付する物品は、次の各号から選択できるものとする。

- (1) テープ止め型
- (2) パンツ型
- (3) フラット型
- (4) 尿パット型

2 前項の規定による給付の期間は、給付を開始した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、給付期間が終了するまでに給付の取り消しの決定を行わないときは、引き続き給付するものとする。

(給付の申請)

第4条 給付を受けようとする者又はその介護者（以下「申請者」という。）は、いなべ市在宅寝たきり高齢者等おむつ給付申請書（様式第1号）をいなべ市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(給付の可否決定)

第5条 会長は、前条の規定によりいなべ市在宅寝たきり高齢者等おむつ給付申請書を受理したときは、申請内容を審査し、いなべ市在宅寝たきり高齢者等おむつ給付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付)

第6条 会長は、前条の規定による給付の決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）に対して給付決定通知に記載のある月より、第4条の各号に規定する物品を給付する。

(給付の休止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、給付を休止する。

- (1) 受給者が入院等で半月以上在宅にいない場合
- (2) ショートステイの利用が月の半数を超える場合

(給付資格の喪失)

第8条 申請者は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、いなべ市在宅寝たきり高齢者等おむつ受給資格喪失届（様式第3号）により、会長に届け出なければならない。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき
- (2) 施設等へ入所した場合

(給付の取り消し)

第9条 会長は、前条の規定によりいなべ市在宅寝たきり高齢者等おむつ受給資格喪失届を受理したときは、おむつ給付を取り消すものとし、いなべ市在宅寝たきり高齢者等おむつ給付取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(給付物品の返還)

第10条 会長は、偽りその他不正な手段により給付を受けた者に対し、給付の決定を取消し、既に給付した物品の全部もしくは一部を返還させるものとする。

(関係機関との連携)

第11条 会長は、この事業を円滑に運営するため、民生委員児童委員及び介護支援専門員等の関係機関と密接な連携を保つとともに、民間の関係団体等の協力を得るよう努めるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、いなべ市在宅寝たきり高齢者等おむつ給付事業要綱（平成21年3月17日いなべ市告示第30号）の規定によりなされた手続き及びその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。